
「通いの場」登録のご案内

市では、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく生き生きと暮らし続けられるよう、できる限り徒歩圏内で、地域住民の方が提供する介護予防に資する交流の場を提供する「通いの場」の登録を募集します。

私たちの取り巻く環境は、少子高齢化、人口減少、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加するといった、高齢社会への対応は課題となっています。

高齢者人口が増えていく中で「介護を予防する」「できるだけ住み慣れた地域で生活する」ための支援体制の構築が必要となります。

碧南市高齢者ほっとプラン(第7期高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画)においても基本理念を「健康と生きがいづくり」「支え合う地域づくり」「安心して暮らせる環境づくり」とし、「高齢者の元気と在宅生活をみんなで支えるまちづくり」を目標に掲げ、達成すべく各施策を推進しています。

「通いの場」での人と人とのつながりを通じて、支え合いのある地域づくりを推進し、要介護状態または要支援状態となった場合であっても、夢・生きがい・役割をもって生活できる地域を目指します。

1. 「通いの場」とは

住民同士が気軽に集い、一緒になって内容を企画し、活動内容を決め、ふれあいを通じて「生きがいづくり」「仲間づくり」の輪を広げる活動です。また、地域の介護予防の拠点となる活動でもあります。

通いの場で気軽に、無理なく、楽しくおしゃべりし、笑い、みんなと一緒に時間を過ごすことが、高齢者の新しい生活習慣として定着すると「寝たきり」「認知症」「孤独」知らずが広がるもの。

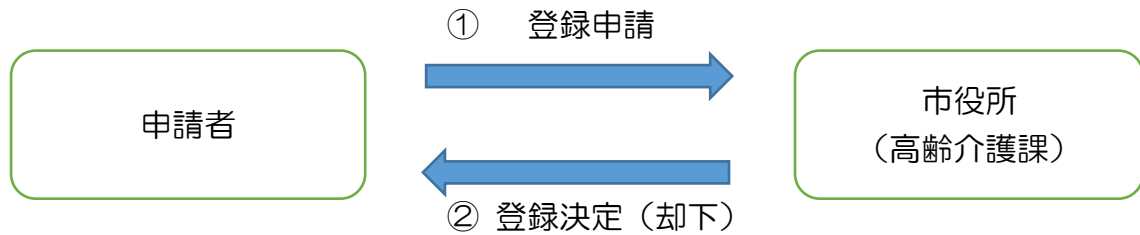
登録には、次のような基準があります

地域に開かれた団体とし、「介護予防」「閉じこもり予防」「健康づくり」のための、地域の住民が運営する集いの場とする。

- 活動拠点は碧南市内
- 参加者の概ね半数以上が碧南市民65歳以上の高齢者
- 開催回数は月1回以上
- 1回の参加者人数は5人以上
- 政治、宗教を伴う活動や営利を目的とした活動ではない

2. 登録の流れ

登録を希望する団体は、「通いの場」登録申請書（様式1）に必要事項を記入し、参加者名簿（様式2）を添えて、市役所高齢介護課にご持参ください。



※提出書類

- (1) 「通いの場」登録申請書（様式1）
- (2) 参加者名簿（様式2）

3. 登録された団体には・・・

(1) 地域住民によって運営された「通いの場」へ、健康・ケアアドバイザー（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、健康運動指導士、保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士等）を講師として派遣します。

なお、次の条件により派遣回数に上限があります

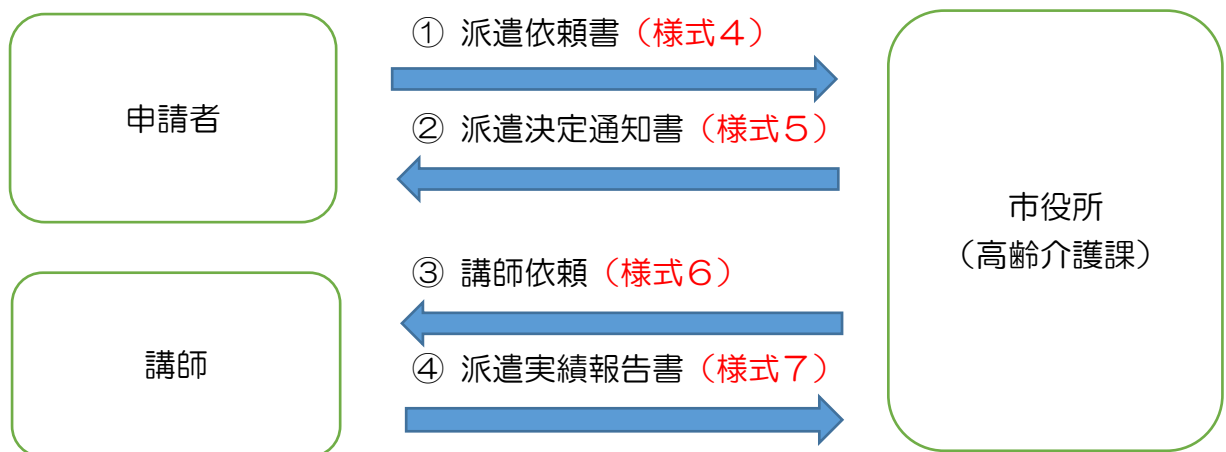
- ・月4回以上「通いの場」開催 ⇒ 年6回（2ヶ月に1回）
- ・月1回以上「通いの場」開催 ⇒ 年2回（6ヶ月に1回）

(2) 碧南市より、地域の「通いの場」として市民にPRします。

*健康・ケアアドバイザー（講師）派遣の流れ

派遣を希望する「通いの場」の団体は、講師派遣依頼書（様式4）を市役所高齢介護課にご持参ください。

市役所高齢介護課より講師派遣決定通知書（様式5）を申請者に送付します
講師が派遣された後は、講師より健康・ケアアドバイザー（講師）実績報告書（様式7）を市役所高齢介護課へ提出します。



*書類（様式）は、高齢介護課窓口およびホームページにあります

【問合せ先】碧南市役所 高齢介護課 地域支援係 電話：0566-95-9890